

2学期が始まってから2週間が過ぎました。
暦のうえでは秋になりましたが、まだまだ暑い日が続きそうです。
体調管理には十分に気をつけてください。



◇事後確認の点検から◇

☆扶養手当について

- ・収入確認のため、パート・アルバイトの支給明細書は必ず保管しておいてください。
- ・無職だった被扶養者が働き始めるときは、向こう一年間の収入がわかるものを提出してください。また、働いていた被扶養者が無職になったときは、無職無収入の申し出をしてください。
- ・別居の場合、扶養者である職員からの送金事実がわかるものをご用意ください。客観的に見てきちんと証明できているものが望ましいです。

☆住居手当について

- ・住居は2年契約が多く、更新に伴い書類が送られてきます。自動更新ではない場合、再度住居届の提出が必要になりますので、書類を紛失しないように保管をお願いします。
- ・契約内容に変更があった場合は、その都度お知らせください。

◇教材備品の納入◇

教材備品が各校に届き始めています。
授業で有効活用できるように、教科担当者は保管場所等を職員へ周知してください。
使用後は必ず元の場所に返し、次に使いたい人が困らないよう心掛けましょう。



財形貯蓄について

☆一般財形・年金財形・住宅財形の3種類あります。
新規申込、契約内容の変更、解約または払出の手続き方法

- ①申込書は各学校にありますので、事務職員に声をかけてください。
- ②必要事項を記入し、事務職員に提出してください。
※押印する印鑑は各金融機関への届出印!!
- ③内容確認後、県の福利・給与課に送付します。
※処理月の前月15日がメ切必着
- ④県の福利・給与課より各金融機関へ申込み内容を通知します。

◇特殊勤務実績簿について◇

9月分は9月25日(金)学校締切
その後、すぐにシステム入力し、
10月の給与で支給します。
提出の期限を守ってください。
よろしくお願いいたします。



◆学校事務に関するお問い合わせや相談ごと・・・ 亀山市学校事務センターまで
専用電話 82-1177 FAX 82-2766